

岩手県告示第516号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成30年6月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
早崎歯科医院	釜石市鶴住居町第15地割18番地8（鶴住居地区39街区8－1画地）	平成30年5月7日
ほそかわ小児科クリニック	二戸市福岡字長嶺28番地18	平成30年6月1日
けんたろうこどもクリニック	紫波郡矢巾町大字西徳田第5地割2番地4	〃
じょうないクリニック	九戸郡洋野町種市第56地割80番地1	〃